

沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 の一部を改正する条例

沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年沖縄県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項第2号中「第7条第1項に規定するものをいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「の敷地」を「（以下「保全対象施設」という。）の敷地」に改め、「次号において「保護施設敷地」という。」を削り、同項第3号中「保護施設敷地」を「保全対象施設の敷地」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（風俗営業の営業時間の特例）

第4条 法第13条第1項第1号の条例で定める習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

- (1) 旧盆（旧暦7月14日から同月16日までの日） 沖縄県の全域
- (2) 年末・年始（12月21日から翌年1月3日までの日） 沖縄県の全域
- (3) その他公安委員会が定める日 公安委員会が指定する地域

2 法第13条第1項第2号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 那覇市松山1丁目1番から5番まで、松山1丁目13番及び松山1丁目14番並びに松山2丁目1番から12番まで
- (2) 沖縄市上地一丁目1番から3番まで及び上地一丁目9番から16番まで並びに上地二丁目1番、上地二丁目2番及び上地二丁目8番から10番まで

3 第1項各号に掲げる日に係る当該各号で定める地域及び前項各号に掲げる地域につき法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。

第5条を削る。

第6条の見出し中「騒音」を「風俗営業の騒音」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項第2号及び第4号中「風俗営業」を「営業」に、同条第2項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、同項第1号中「とばく」を「賭博」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(ゲームセンター等への年少者の立入制限)

第7条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後8時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1号及び第2号中「日出時」を「午前6時」に改め、同条を第10条とする。

第11条の2中「第10条各号」を「第9条各号」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第29条とし、第12条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第28条 法第38条の4の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 那覇市松山1丁目及び松山2丁目
- (2) 沖縄市上地一丁目及び上地二丁目

第11条の12を第21条とし、同条の次に次の5条を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)

第22条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

- (1) 第4条第2項各号に掲げる地域
- (2) 児童福祉施設（児童発達支援センターを除く。）、病院及び診療所の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートルの区域以外の地域

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第23条 特定遊興飲食店営業者は、沖縄県の全域において、午前5時から午前6時までの時間においては、これを営んではならない。

(特定遊興飲食店営業の深夜における騒音及び振動の数値)

第24条 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表右欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第25条 特定遊興飲食店営業者は、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第6条第1項第1号及び第3号から第5号まで並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 午後6時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは保護者の同伴を求めること。

(深夜における飲食店営業の騒音及び振動の数値)

第26条 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表右欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

第11条の11を第20条とする。

第11条の10中「日出時」を「午前6時」に改め、同条を第19条とする。

第11条の9を第18条とする。

第11条の8中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第17条とする。

第11条の7を第16条とする。

第11条の6中「日出時」を「午前6時」に改め、同条を第15条とする。

第11条の5を第14条とする。

第11条の4中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第13条とする。

第11条の3を第12条とする。

別表第1中「第6条」を「第5条、第24条、第26条」に改め、

昼 間 (日出時から日没 時まで)	夜 間 (日没時から翌日 の午前零時まで)	深 夜 (午前零時から日 出時まで)
----------------------------	--------------------------------	-----------------------------

を

昼 間 (午前6時後午後 6時前)	夜 間 (午後6時から翌 日の午前零時前)	深 夜 (午前零時から午 前6時まで)
----------------------------	--------------------------------	------------------------------

に改める。

別表第2中「第10条」を「第9条」に改める。

別表第3中「第10条、第11条の3、第11条の5、第11条の9、第11条の11、第11条の12」を「第9条、第12条、第14条、第18条、第20条、第21条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

平成27年12月8日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、風俗営業の営業時間の特例、特定遊興飲食店営業の営業所の設置許容地域及び営業時間の制限、特定遊興飲食店営業者の遵守事項等について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。